平成29年12月22日

1

日

毎週月.水. 金曜日発行

富山県報

号 外

目

次

告 示

○新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧

1

富山県告示第496号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

小矢部市土地改良区から申請のあった埴生大池五ヶ村地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成29年12月15日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年12月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類土地改良事業計画書の写し定款の写し
- 2 縦覧の期間平成29年12月22日から平成30年1月26日まで
- 3 縦覧の場所 小矢部市役所

平成29年12月22日印刷発行

発 行 富

山 県